中国電力株式会社 取締役社長 清水 希茂 様

> 日本共産党島根県委員会 委員長 後藤 勝彦

## 島根原発3号機新規稼働、2号機再稼働の断念を求める申し入れ

貴社は2017年12月13日、島根原発の耐震設計の目安となる地震の揺れを示す「基準地震動」を従来の800ガルから820ガルに引き上げる考えを原子力規制委員会に伝え、原子力規制委員会は、2018年2月16日、基準地震動について概ね妥当と評価しました。

これを受けて、貴社は、島根原発3号機の新規稼働に向けて、「3号機における新規制基準への適合性確認審査に係る事前了解願い」を県と松江市に申し入れる方針を示されました。

この間、活断層評価をめぐって、幾度となく変更がなされ、2017年7月28日には、宍道断層の評価はこれまでの25キロから1.5倍となる39キロへと、5回目の見直しがなされました。

宍道断層が東に14キロ延長となり、鳥取沖西部断層との離隔距離はわずか5キロとなりました。宍道断層と鳥取沖の断層が連動すれば、140キロを超す活断層となり、原発の稼働など絶対にあり得ません。

科学者は、宍道断層と鳥取沖西部・東部断層は新第三紀の地層において同一の連続した断層であり、「地震発生層の深さにおいては、これらの断層が連動する可能性が高いとみるべき」と警告しています。

専門家は、4月9日未明、島根県西部を襲った地震は、「ひずみ集中帯」と呼ばれる山陰特有の地下構造に起因すると指摘し、鳥取県から島根県にかけての地下にも「ひずみ集中帯」があり、大地震を引き起こす 未知の活断層の存在があると警告しています。いつどこで大地震が起きてもおかしくありません。

また、貴社の不正・不祥事は際立っています。岡山県の土用ダムの測定データ改ざん、下関発電所の地元 自治体と交わした公害防止協定違反、西郷発電所のばい煙規制値超過による大気汚染防止法違反、原発内で の相次ぐ火災の発生、不適切事案に対する行政処分など、幾度となく県民を裏切り続けてきました。

2010年には511カ所もの点検漏れを起こし、「不正をしない」「ルールは守る」というコンプライアンス最優先の業務運営を掲げ、再発防止対策の継続実施を県民に約束していました。

しかしながら、貴社はまたしても、2015年6月30日に低レベル放射性廃棄物を処理する機器の検査報告書の偽造を公表し、2016年12月8日には1、2号機の中央制御室空調換気系ダクトに116カ所もの腐食孔を確認したことを規制委へトラブル通報するなど杜撰な保守管理を続けています。

不正・不祥事続きの中電に対し、県民からは「全国最多の不正を続ける中電に原発を運転する資格はない」 「もう中電は信用できない」との厳しい批判の声が上がっています。

以上の点を踏まえ、県民の命と安全を守る立場から、下記事項を申し入れます。

記

- 1. 島根原発3号機新規稼働、2号機再稼働に向けた活動を断念すること。「適合性確認審査」申請など、 3号機新規稼働につながる一切の取り組みを中止し、「島根原発ゼロ」を決断すること。
- 2. 専門家が指摘した鳥取県から島根県にかけての地下の「ひずみ集中帯」の徹底調査を実施すること。 また、「ひずみ集中帯」と宍道断層などの連続性・連動性を徹底調査すること。
- 3. 宍道断層と鳥取沖西部断層・東部断層との連動性評価を厳格に実施すること。
- 4. 境水道や美保湾東方の海域における活断層調査および地震性隆起の年代考察、震源断層に迫る広域的な地下深部構造を解明すること。
- 5. 原発立地自治体並みの安全協定(立ち入り調査権、原子炉停止要求権)を周辺自治体と締結すること。
- 6. 活断層の評価や基準地震動、周辺自治体との立地自治体並みの安全協定締結について丁寧なる住民説明会を開催すること。